

地籍調査成果（写）交付について

平成19年4月

鳥羽市 建設課

（1）交付可能な成果について

鳥羽市建設課で交付可能な地籍調査成果は、閲覧が終了している地区の地籍図根三角点、地籍図根多角点、数値図根点、筆界点の成果及び地籍図根三角点網図、地籍図根多角点網図（兼数値図根点配置図）、筆界点番号図の写しです。

（2）交付できない成果等

国土交通省国土地理院が所管する一等～四等三角点の資料
公図及び地籍図の写し（法務局及び税務課の所管であるため）
土地の所有者の住所・氏名及び権利関係の情報（法務局及び税務課の所管であるため）
その他、地籍調査事業に係る内部資料並びに個人情報

（3）成果の交付場所及び交付方法

地籍調査の成果は、原則として鳥羽市建設課の窓口でのみ交付を行います。

ただし、市外等遠方の方の場合は、申請書と手数料分の郵便小為替（無記名）及び送料分の切手を鳥羽市建設課まで送っていただければ、郵便による成果の交付を行います。

（4）交付申請書

地籍調査成果の交付を受ける場合は、別紙の交付申請書を鳥羽市建設課へ提出してください。この際、申請者の印鑑の押印は必要ありません。

なお、地籍調査成果は、調査地区別（調査年度別）に管理しているので、交付申請書には土地所在の町名、字名、地番を明記してください。

（5）成果の更新

地籍調査の成果品は、地籍調査終了時点（法務局送付時点）のものであり、その後の更新を行っていません。従って、地籍調査終了後（法務局送付後）に分筆、合筆等のあった土地については、法務局において分合筆登記申請時の地積測量図（写）の交付を受けて下さい。

なお、平成13年度以前に調査を行った地区の成果については、日本測地系座標による成果です。

地籍調査成果交付手数料について

地籍調査成果（写し）の交付にかかる手数料は、1件について200円とします。

なお、1件の定義は下記のとおりです。

記

(1) 一筆地の成果（一筆隣接図）

1筆（調査後筆単位）を1件とします。（1筆として交付できる成果は、申請筆の筆界点成果、一筆隣接図及び一筆隣接図範囲内の基準点成果です）

(2) 地籍図根三角点の成果

1点を1件とします。（1点として交付できる成果は、位置図と成果簿の写しです）

(3) 地籍図根多角点

1路線を1件とします。（1路線として交付できる成果は、網図と成果簿の写しです）

(4) 数値（細部）図根点

多角法による場合は1路線を1件とします。（1路線として交付できる成果は、網図と成果簿の写しです）

放射法による場合は所属する多角路線の成果に含めます。ただし、放射法による数値図根点成果のみ単独で申請の場合は、1回の申請分を1件とします。

(5) 筆界点番号図

1図郭を1件とします。

【担当窓口】

鳥羽市役所 建設課 国土調査係

〒517-0011

三重県鳥羽市鳥羽3丁目1-1

電話 0599-25-1123

Fax 0599-25-5241

Eメール kokudo@city.toba.mie.jp